

年 齢 早 見 表

2019(平成31/令和1)年版

年号	西暦	年齢	十二支	年号	西暦	年齢	十二支	年号	西暦	年齢	十二支
明治36年	1903	116	卯	昭和18年	1943	76	未	昭和60年	1985	34	丑
明治37年	1904	115	辰	昭和19年	1944	75	申	昭和61年	1986	33	寅
明治38年	1905	114	巳	昭和20年	1945	74	酉	昭和62年	1987	32	卯
明治39年	1906	113	午	昭和21年	1946	73	戌	昭和63年	1988	31	辰
明治40年	1907	112	未	昭和22年	1947	72	亥	昭和64年	1989	30	巳
明治41年	1908	111	申	昭和23年	1948	71	子	平成 1年			
明治42年	1909	110	酉	昭和24年	1949	70	丑	平成 2年	1990	29	午
明治43年	1910	109	戌	昭和25年	1950	69	寅	平成 3年	1991	28	未
明治44年	1911	108	亥	昭和26年	1951	68	卯	平成 4年	1992	27	申
明治45年	1912	107	子	昭和27年	1952	67	辰	平成 5年	1993	26	酉
大正 1年				昭和28年	1953	66	巳	平成 6年	1994	25	戌
大正 2年	1913	106	丑	昭和29年	1954	65	午	平成 7年	1995	24	亥
大正 3年	1914	105	寅	昭和30年	1955	64	未	平成 8年	1996	23	子
大正 4年	1915	104	卯	昭和31年	1956	63	申	平成 9年	1997	22	丑
大正 5年	1916	103	辰	昭和32年	1957	62	酉	平成10年	1998	21	寅
大正 6年	1917	102	巳	昭和33年	1958	61	戌	平成11年	1999	20	卯
大正 7年	1918	101	午	昭和34年	1959	60	亥	平成12年	2000	19	辰
大正 8年	1919	100	未	昭和35年	1960	59	子	平成13年	2001	18	巳
大正 9年	1920	99	申	昭和36年	1961	58	丑	平成14年	2002	17	午
大正10年	1921	98	酉	昭和37年	1962	57	寅	平成15年	2003	16	未
大正11年	1922	97	戌	昭和38年	1963	56	卯	平成16年	2004	15	申
大正12年	1923	96	亥	昭和39年	1964	55	辰	平成17年	2005	14	酉
大正13年	1924	95	子	昭和40年	1965	54	巳	平成18年	2006	13	戌
大正14年	1925	94	丑	昭和41年	1966	53	午	平成19年	2007	12	亥
大正15年	1926	93	寅	昭和42年	1967	52	未	平成20年	2008	11	子
昭和 1年				昭和43年	1968	51	申	平成21年	2009	10	丑
昭和 2年	1927	92	卯	昭和44年	1969	50	酉	平成22年	2010	9	寅
昭和 3年	1928	91	辰	昭和45年	1970	49	戌	平成23年	2011	8	卯
昭和 4年	1929	90	巳	昭和46年	1971	48	亥	平成24年	2012	7	辰
昭和 5年	1930	89	午	昭和47年	1972	47	子	平成25年	2013	6	巳
昭和 6年	1931	88	未	昭和48年	1973	46	丑	平成26年	2014	5	午
昭和 7年	1932	87	申	昭和49年	1974	45	寅	平成27年	2015	4	未
昭和 8年	1933	86	酉	昭和50年	1975	44	卯	平成28年	2016	3	申
▼明治二十 五年法律第	1934	85	戌	昭和51年	1976	43	辰	平成29年	2017	2	酉
昭和10年	1935	84	亥	昭和52年	1977	42	巳	平成30年	2018	1	戌
昭和11年	1936	83	子	昭和53年	1978	41	午	平成31年	2019	0	亥
昭和12年	1937	82	丑	昭和54年	1979	40	未	令和 1年			
昭和13年	1938	81	寅	昭和55年	1980	39	申	○年齢は誕生日以後の満年齢 ○誕生日前の場合は1を減ずる ○大正元年は1912年 7月30日から ○昭和元年は1925年12月25日から ○平成元年は1989年 1月 8日から ○令和元年は2019年 5月 1日から			
昭和14年	1939	80	卯	昭和56年	1981	38	酉				
昭和15年	1940	79	辰	昭和57年	1982	37	戌				
昭和16年	1941	78	巳	昭和58年	1983	36	亥				
昭和17年	1942	77	午	昭和59年	1984	35	子				

年 齢 早 見 表

2019(平成31/令和1)年版

年号		西暦	年齢	年号			西暦	年号		西暦	
	平成 1年	昭和64年	1989	30	令和 4年	平成34年	昭和97年	2022	令和37年	平成67年	2055
	平成 2年	昭和65年	1990	29	令和 5年	平成35年	昭和98年	2023	令和38年	平成68年	2056
	平成 3年	昭和66年	1991	28	令和 6年	平成36年	昭和99年	2024	令和39年	平成69年	2057
	平成 4年	昭和67年	1992	27	令和 7年	平成37年		2025	令和40年	平成70年	2058
	平成 5年	昭和68年	1993	26	令和 8年	平成38年		2026	令和41年	平成71年	2059
	平成 6年	昭和69年	1994	25	令和 9年	平成39年		2027	令和42年	平成72年	2060
	平成 7年	昭和70年	1995	24	令和10年	平成40年		2028	令和43年	平成73年	2061
	平成 8年	昭和71年	1996	23	令和11年	平成41年		2029	令和44年	平成74年	2062
	平成 9年	昭和72年	1997	22	令和12年	平成42年		2030	令和45年	平成75年	2063
	平成10年	昭和73年	1998	21	令和13年	平成43年		2031	令和46年	平成76年	2064
	平成11年	昭和74年	1999	20	令和14年	平成44年		2032	令和47年	平成77年	2065
	平成12年	昭和75年	2000	19	令和15年	平成45年		2033	令和48年	平成78年	2066
	平成13年	昭和76年	2001	18	令和16年	平成46年		2034	令和49年	平成79年	2067
	平成14年	昭和77年	2002	17	令和17年	平成47年		2035	令和50年	平成80年	2068
	平成15年	昭和78年	2003	16	令和18年	平成48年		2036	令和51年	平成81年	2069
	平成16年	昭和79年	2004	15	令和19年	平成49年		2037	令和52年	平成82年	2070
	平成17年	昭和80年	2005	14	令和20年	平成50年		2038	令和53年	平成83年	2071
	平成18年	昭和81年	2006	13	令和21年	平成51年		2039	令和54年	平成84年	2072
	平成19年	昭和82年	2007	12	令和22年	平成52年		2040	令和55年	平成85年	2073
	平成20年	昭和83年	2008	11	令和23年	平成53年		2041	令和56年	平成86年	2074
	平成21年	昭和84年	2009	10	令和24年	平成54年		2042	令和57年	平成87年	2075
	平成22年	昭和85年	2010	9	令和25年	平成55年		2043	令和58年	平成88年	2076
	平成23年	昭和86年	2011	8	令和26年	平成56年		2044	令和59年	平成89年	2077
	平成24年	昭和87年	2012	7	令和27年	平成57年		2045	令和60年	平成90年	2078
	平成25年	昭和88年	2013	6	令和28年	平成58年		2046	令和61年	平成91年	2079
	平成26年	昭和89年	2014	5	令和29年	平成59年		2047	令和62年	平成92年	2080
	平成27年	昭和90年	2015	4	令和30年	平成60年		2048	令和63年	平成93年	2081
	平成28年	昭和91年	2016	3	令和31年	平成61年		2049	令和64年	平成94年	2082
	平成29年	昭和92年	2017	2	令和32年	平成62年		2050	令和65年	平成95年	2083
	平成30年	昭和93年	2018	1	令和33年	平成63年		2051	令和66年	平成96年	2084
令和 1年	平成31年	昭和94年	2019	0	令和34年	平成64年		2052	令和67年	平成97年	2085
令和 2年	平成32年	昭和95年	2020		令和35年	平成65年		2053	令和68年	平成98年	2086
令和 3年	平成33年	昭和96年	2021		令和36年	平成66年		2054	令和69年	平成99年	2087

▼明治三十五年法律第五十号（年齢計算ニ関スル法律）（明治三十五年十二月二日法律第五十号）

- 1 年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス
- 2 民法第四百三十三条ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス
- 3 明治六年第三十六号布告ハ之ヲ廃止ス

▼民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）（暦による期間の計算）

第四百三十三条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。